

## 介護予防教室の参加者を募集します！

市内にお住まいの65歳以上の方を対象に、健康維持・体力づくり、認知症予防を目的とした介護予防教室を開催します(受講料無料)。お申し込みは、原則1人1教室で、先着順で受付します。

▶申込 いきいき高齢課 ☎(20)3021 ※各教室の詳細な日程は、お問い合わせください

教室名	日程など	会場	講師
① らくらく 楽楽健康体操教室	6月9日(火)以降、全16回 午後2時～3時30分	界地区公民館	丸山利子さん
② けんこうけんこう 健康健口教室	6月10日(水)以降、全16回 午後1時30分～3時	植野地区公民館	中村美智子さん・林幸子さん
③ らくしょう 楽笑元気塾	6月16日(火)以降、全16回 午後1時30分～3時	常盤地区公民館	川上厚子さん
④ 元気アップ教室	6月17日(水)以降、全16回 午前10時～11時30分	いきいき元気館 たぬま	オアシスカみおか(上岡晴雄)さん
⑤ 柔道整復師が行う運動教室	7月6日(月)以降、全16回 午後1時～2時30分	いきいき元気館 たぬま	栃木県柔道整復師会の皆さん
⑥ いきいき元気教室	7月8日(水)以降、全16回 午後1時30分～3時	旗川地区公民館	(株)カネス(SGCスポーツプラザ)の皆さん

※①～③は、教室の途中に認知症予防の「脳いきいきアート教室」(小橋操さん)が組み込まれており、これは参加費1,000円(3回分画材代)が別にかかります

※9月と10月に始まる介護予防教室は広報さの8月号でお知らせします

## 「最近つまづきやすくなった」「筋力が衰えてきた」など気になる方へ 元気な体づくりに取り組みませんか?(運動器編)

### ●運動器の機能低下をチェックしてみましょう！

階段を手すりや壁をつたわずにのぼっていますか	はい	★いいえ
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	★いいえ
15分くらい続けて歩いていますか	はい	★いいえ
この1年間に転んだことがありますか	★はい	いいえ
転倒に対する不安は大きいですか	★はい	いいえ

### ●判定してみましょう

★が3つ以上ついた方は「運動器の機能低下」の恐れがあります。  
健康づくりのため、介護予防教室「筋力アップ教室」をご利用ください。

- 「筋力アップ教室」とは…体力の低下から転倒骨折などで要介護状態になることを予防するために、手軽にできる筋力トレーニングを行い、筋力の維持向上を図ることを目的とした教室です。週1回3カ月間、公民館・デイサービスセンター・スポーツクラブなどで開催しています。受講料は無料で、送迎もありますので、ぜひご参加ください。

■問合せ いきいき高齢課 ☎(20)3021



## 児童手当の「現況届」と「所得審査」

### ●現況届をご提出ください

児童手当制度では、毎年6月に「現況届」を提出していただき、引き続き支給できる要件を満たしているか確認します。現況届が必要な方には6月上旬に案内通知を郵送しますので、6月中に届け出をしてください。この届け出をしないと6月分以降の手当が受けられなくなります。

詳しくは郵送される案内通知をご確認ください。

### ●所得審査を行います

ご提出いただく「現況届」に基づき、所得審査を行います。受給者の前年中（平成26年中）の所得で審査し、所得制限限度額以上の場合には、年齢区分に応じた児童手当は支給されませんが、児童1人当たり月額5,000円が支給されます（特例給付）。※所得の申告が必要です申告がお済みでない方は、お早めに申告をしてください

※所得額が所得制限限度額(右表)を超える場合でも、児童手当法による控除により限度額内になる場合もあります

### 【所得制限限度額】（平成27年度）

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円
6人以上の場合	1人増えるごとに38万円加算

## 平成27年度子育て世帯臨時特例給付金について

### ●消費税率引き上げの影響などをふまえ、臨時特例的な給付措置として支給します。

対 象	平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者
給付額	対象児童1人につき3千円 対象児童：支給対象者の平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の対象となる児童

申請方法などの詳細については、決まりしだい、広報さのや市ホームページでお知らせしていきます。

## 子宝祝金のご案内 ～こどもたちの笑顔あふれるまちづくりを目指して～

次代を担う子の出産を奨励し豊かで活力あるまちづくりを推進するために、第3子から子宝祝金を支給しています。合併以来、平成26年度までに1,233件、1億2,330万円を支給しました。

▶対象 第3子以降の子（1人につき10万円）

▶申請期限 出産後3カ月経過した日から1年以内

▶申請要件

- ・市に出産前6カ月以上、出産後3カ月以上住所を有していること
- ・子どもを出産後3カ月以上養育していること
- ・第3子以降の子のほか、同一世帯に属する年長子を2人以上を現に扶養していること

※市ホームページのこども課のページに、子宝祝金を受け取った方の写真を掲載しています。ぜひご覧ください



子宝祝金を受け取った  
飯野さん宅のご兄弟（富岡町）  
せらちゃん（8才）、  
せりゆうくん（3才）、  
ゆらちゃん（0才）

■問合せ こども課 ☎(20)3023

